

平成23年表における飲食サービス関連の部門設定について（報告）

1 飲食サービスに関する背景事情

- ① 平成19年の日本標準産業分類の改定により、従前中分類として設けられていた「一般飲食店」（「喫茶店」は「一般飲食店」の中の小分類の一つ）及び「遊興飲食店」が、新たな中分類「飲食店」に統合された。
- ② 平成23年表の推計資料として用いる経済センサス-活動調査（以下「センサス」という。）においては、飲食サービスに関する収入金額が、施設形態・提供形態に関係なく、「飲食サービス事業」としてしか得られず、特別な「みなし」（割り切り）をしない限り、この金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができない。
- ③ 飲食店全体で20兆円を超える大きさをもっている。
- ④ 従前、「遊興飲食店」の産出構造（家計外消費支出が約5分の3、家計消費支出が約5分に2）と、それ以外の飲食店の産出構造（家計外消費支出が約4分の1、家計消費支出が約4分の3）との間に大きな相違があるとされているが、最新の状況については、データがない状況。

2 論点

飲食サービスに関する部門設定において、平成17年表と同様、遊興飲食関連のアクティビティを独立した部門として設けるか否か。

3 基本要綱作成時点での調整

ひとまず「飲食サービス」として単独の部門を設けることとし、最終的には、センサスの結果（店舗形態別産出先の状況）を見て判断することとした（基本要綱P46・注3）。

4 センサスを用いた集計結果の概要

遊興飲食関連の店舗形態について、家計外消費支出の比率が、家計消費支出の比率よりも高いという状況は見られなかった。

5 判断結果

基本要綱で定めたとおり、平成23年表における飲食関連サービスについては、「飲食サービス」として単独の部門を設ける。